

令和 7 年 6 月定例会

予算決算委員会資料
(都 市 整 備 部)

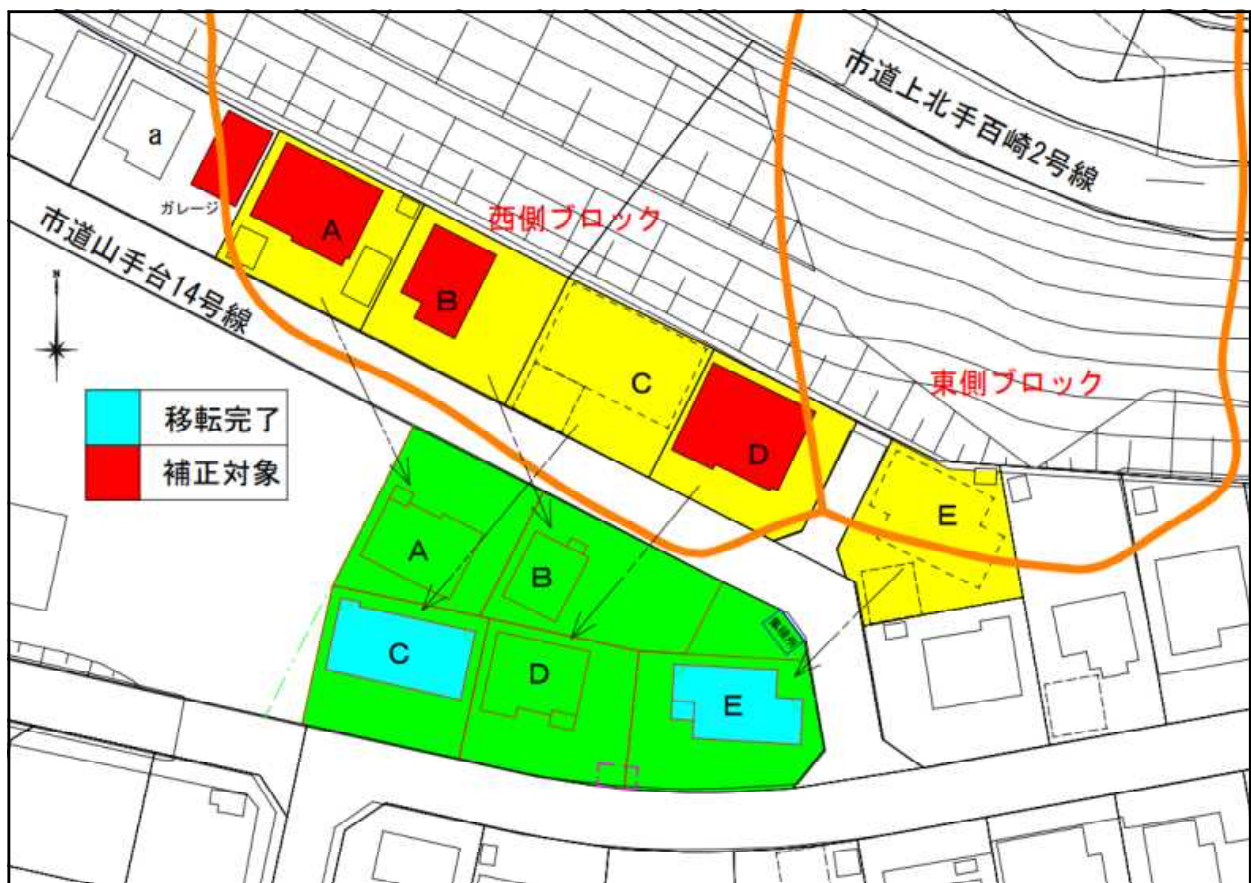
公共土木施設災害復旧事業（山手台）について

1 補正の理由

令和5年7月豪雨による地すべり災害で被災した山手台地区の公共土木施設（道路：市道上北手百崎2号線ほか1路線）について、令和6年11月に災害査定を実施し、公共土木施設災害復旧事業として国から認められたため、早期に施設復旧、安全確保を図ることとしている。

この本復旧工事（令和7年度当初予算に計上）の着手にあたり、事前に曳家工法により被災家屋の移転をする必要があるが、曳家未完了3棟のうち2棟について、曳家に際しての現行の構造基準を満たしておらず補強工事を要することが判明したほか、3棟の住宅基礎下部分のコンクリート厚さが当初の想定を上回り、撤去に伴う補償費を増額する必要性が生じたもの。

また、西側の地すべりブロック内にあるガレージの移転について、事前に曳家により移転することについて了承を得ていたが、ガレージに傾きが生じており、曳家が困難な状況になっていることから、地すべりブロック外への再築として、補償費を増額するため、補正するもの。



※被災住宅5棟のうち青で着色された2棟は曳家移転完了。

赤で着色された被災住宅（A、B、D宅）およびガレージ（a宅）が補償費の増額変更を要する。

2 補正の対象事業

補償、補填及び賠償金 46,149千円 建物移転補償

(財源内訳)

特定財源	26,000千円	公共土木施設災害復旧費負担金（補助率2/3）
	11,700千円	公共土木施設災害復旧債（充当率90%）
一般財源	8,449千円	
合計	46,149千円	

※令和7年度当初予算の山手台地区の事業費は113,177千円

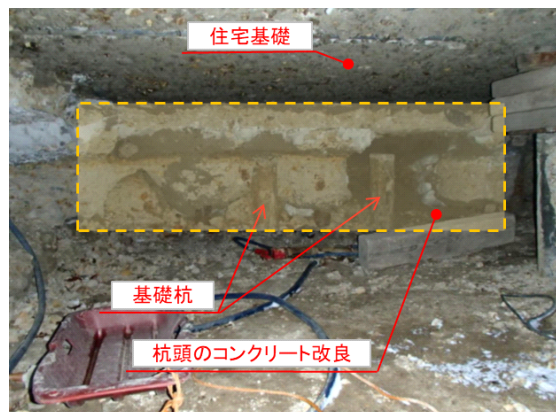
今回補正する事業費46,149千円を合わせて、令和7年度予算は159,326千円

3 事業スケジュール（予定）

令和7年7月 変更補償契約・曳家着手
8月 国と協議
10月 本復旧工事仮契約
被災家屋の移転完了
11月 本復旧工事契約（議会承認後）
12月 本復旧工事着手
令和8年度末 本復旧工事完了、通行止め解除

(参考)

・基礎下部分のコンクリート状況（D宅）



・ガレージの傾き状況（a宅）



2° の傾き



基礎とシャッターの開き（2 cm）